

○フレームワーク設計書 新旧対照表

新	旧
3-3 関係層 (略) 3-3-1 表示リンク (略) 財務諸表本表タクソノミのうち、各様式で複数の表記方法について認められている場合は、その表記方法ごとに表示リンクを設定することがある（パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。）。 ＜例＞財務諸表等規則 第 25 条 第 23 条第 1 項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、<u>使用権資産</u>又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。 第 26 条 第 23 条第 1 項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、<u>使用権資産</u>又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。 (略)	3-3 関係層 (略) 3-3-1 表示リンク (略) 財務諸表本表タクソノミのうち、各様式で複数の表記方法について認められている場合は、その表記方法ごとに表示リンクを設定することがある（パターン別関係リンクベースファイルとして定義する。）。 ＜例＞財務諸表等規則 第 25 条 第 23 条第 1 項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、<u>リース資産</u>又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。 第 26 条 第 23 条第 1 項各号に掲げる建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、<u>リース資産</u>又はその他の有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は、当該各資産の資産科目別に、又は一括して注記しなければならない。 (略)